

参考2

救助活動に関する基準の一部改正新旧対照表

○ 救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）（抄）

新		旧	
<p>（隊員の服装）</p> <p>第九条 隊員（消防団員を除く。）は、救助活動を行う場合は、消防  <u>吏員服制基準</u>（昭和四十二年消防庁告示第一号）に定められた救助            服及び救助靴を着用するものとする。</p>			
別表			
区分	品名	必要個数	性能等
省令 別表 第一	（略） 生物剤検知器※※※ 化学剤検知器※※※ 可燃性ガス測定器	（略） —   —	（略） （略）
省令 （略）	（略）	（略）	（略）
省令 別表 第三	水中探査装置※※※ 検知型遠隔探査装置※	（略） —   —	（略） （略）
に掲			
区分	品名	必要個数	性能等
省令 別表 第一	（略） 生物剤検知器※※※ 可燃性ガス測定器	（略） —   —	（略） （略）
省令 （略）	（略）	（略）	（略）
省令 別表 第三	水中探査装置※※※	（略） —   —	（略） （略）
に掲			

(略)	備考	器具	救助	げる

(略)	備考	器具	救助	げる